

東紀州地域  
循環型社会形成推進地域計画

尾鷲市  
熊野市  
紀北町  
御浜町  
紀宝町  
東紀州環境施設組合

令和2年 11月  
(令和3年 4月変更)  
(令和4年 1月変更)  
(令和4年 12月変更)



## 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域 .....	1
(2) 計画期間 .....	2
(3) 基本的な方向 .....	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	6
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	10
(4) 生活排水の処理の目標.....	16
3. 施策の内容 .....	22
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	22
(2) 処理体制 .....	23
(3) 処理施設等の整備.....	26
(4) 処理施設整備に関する計画支援事業.....	27
(5) その他の施策 .....	28
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	28
(1) 計画のフォローアップ.....	28
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	28

### 別添資料

- 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- 様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- 参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式8 計画支援概要
- 添付資料1 対象地域図
- 添付資料2 トレンドグラフ
- 添付資料3 分別区分説明資料
- 添付資料4 現有施設の概要
- 添付資料5 浄化槽区域図



# 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町村名 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町  
面積 990.35 km<sup>2</sup>  
人口 69,655人 (令和1年10月1日現在)

(内訳)

市町村名	尾鷲市	熊野市	紀北町	御浜町	紀宝町	合計
面積 (km <sup>2</sup> )	192.71	373.35	256.54	88.13	79.62	990.35
人口 (人)	17,649	16,746	15,829	8,511	10,920	69,655

地域名：山村振興地域、半島振興地域、過疎地域

人口：住民基本台帳（令和元年10月1日現在）より

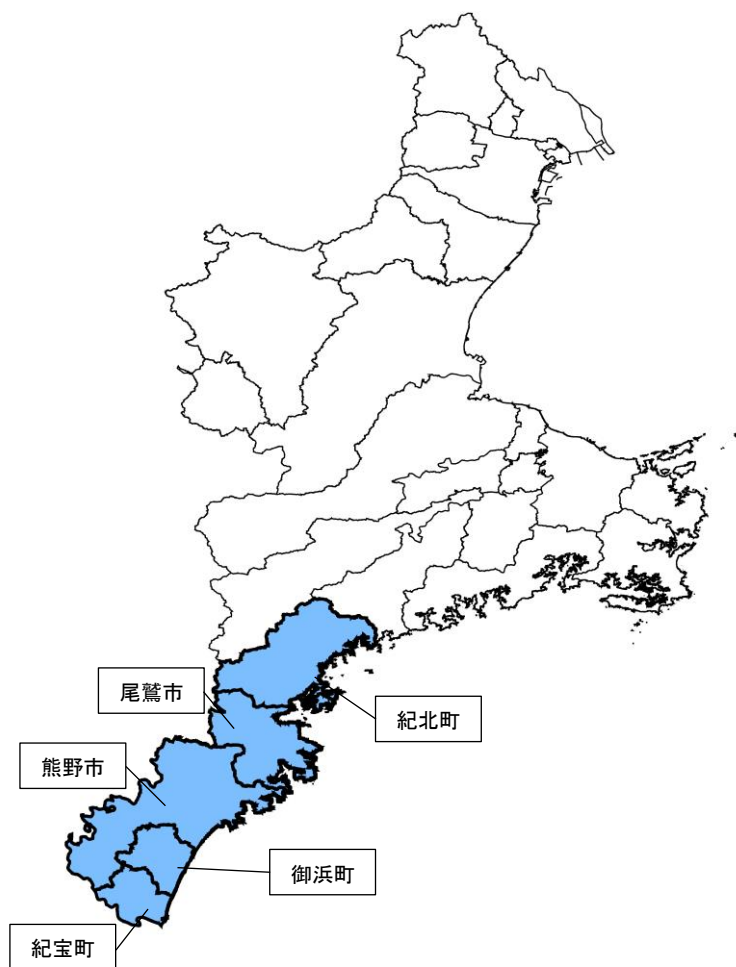


図1 5市町の行政区域及び対象地域

## (2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、上記期間内に完了しない事業については、次の計画を定め引き続き行うものとする。また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

東紀州地域は、三重県の南部に位置し、奈良県と和歌山県に接している。世界遺産である熊野古道をはじめとし、古くから自然と歴史が豊かな地域であり、宿泊業や飲食業など観光関連産業が盛んである。また、農林水産業など地域に根差した産業を中心とした経済圏・文化圏が形成されている。

一般廃棄物の処理形態については、各市町で異なっている。尾鷲市の可燃ごみは、尾鷲市清掃工場で焼却処理されている。熊野市の可燃ごみは、市街地においては熊野市クリーンセンターで焼却処理されている一方、熊野市紀和地域の可燃ごみは、南牟婁清掃施設組合の紀南清掃センターでRDF化（ごみ固形燃料化）処理されている。また、南牟婁清掃施設組合においては、御浜町、紀宝町の可燃ごみも同様に処理が行われている。紀北町の可燃ごみは、紀北町の各リサイクルセンターでRDF化処理されている。また、資源ごみについては、各市町でリサイクルセンターや生ごみ堆肥化施設、業者委託によりリサイクルされている。なお、2019年9月17日をもってRDFを受入れている三重ごみ固形燃料発電所の発電事業が終了したことから、紀北町及び南牟婁清掃施設組合においては対応を進めているところである。各市町においては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる品目の分別収集を行い、また、可燃ごみ処理においても、広域化に向けた取り組みを進めるなど循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

また、生活排水については、各市町においては単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を積極的に促進し、水洗化率の向上を図っている。なお、御浜町に関しては、一部地域において公共下水道が整備されている。

## (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の5市町では、各市町における施設の老朽化等を踏まえ、より効率的なごみ処理体制の構築という共通した認識のもと、2012年度より可燃ごみの広域ごみ処理施設整備に向けた検討を進めてきた。

2019年4月には東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会を設立、2021年4月には一部事務組合を設立し、更なる検討を進めているところである。

今後、三重県が策定した「三重県ごみ処理広域化計画」の見直しをする際には、東紀州地域の広域的な処理体制の構築について意見調整を行うものとする。

### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

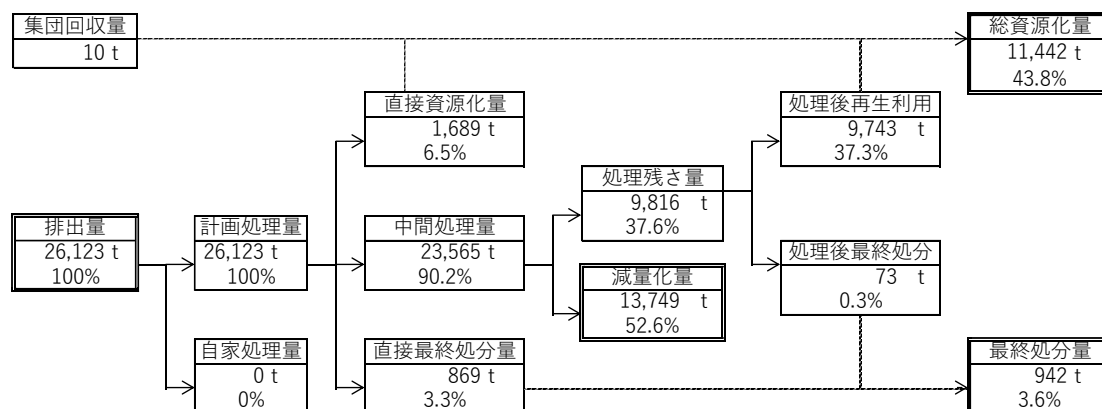
住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう広報誌等で啓発・情報提供を行う。

容器包装プラスチックなどの資源プラスチックを除くプラスチックごみについては、焼却等の処理を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

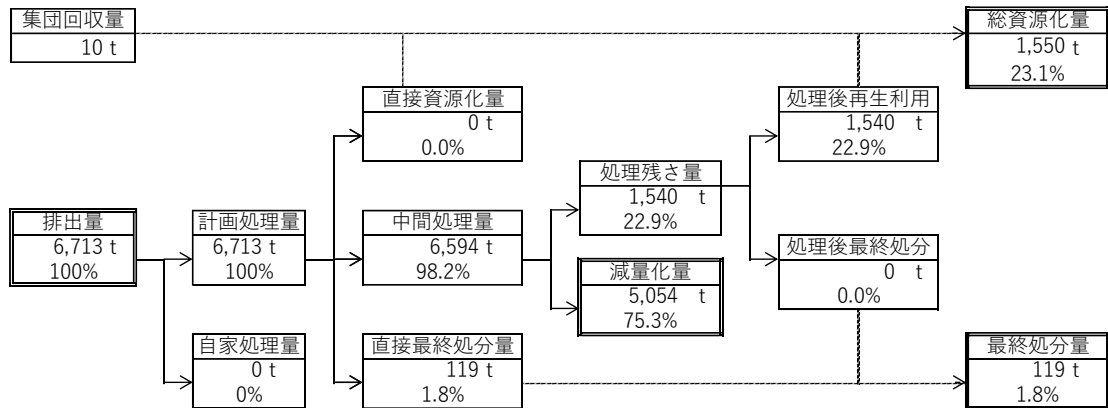
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の5市町の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。なお、各市町の排出、処理状況は図3～7に示すとおりである。



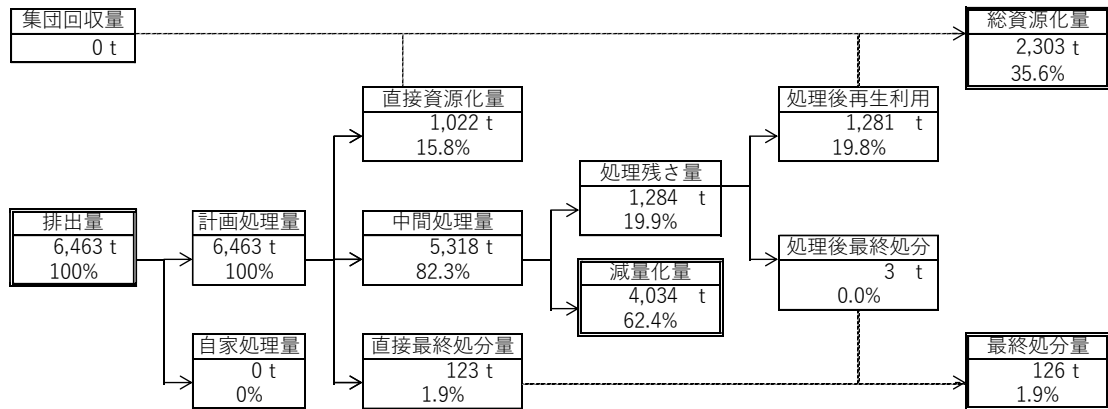
※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 5市町）



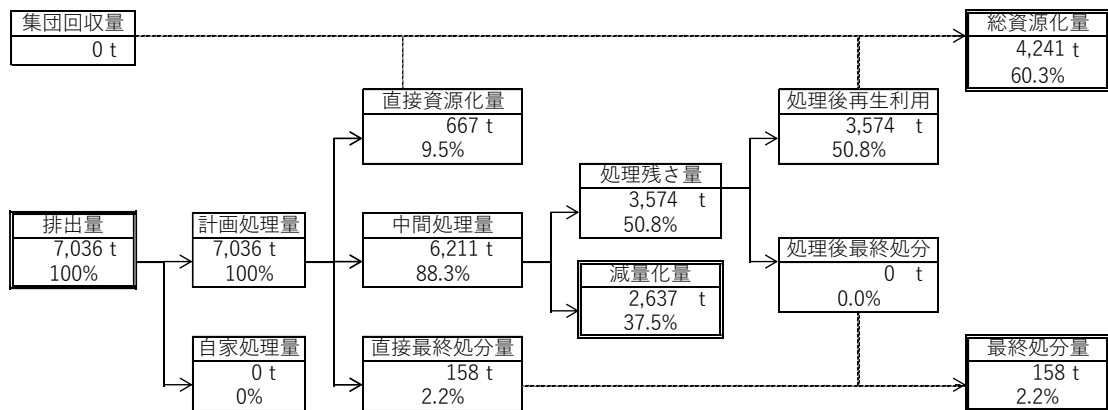
※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図3 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 尾鷲市）



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

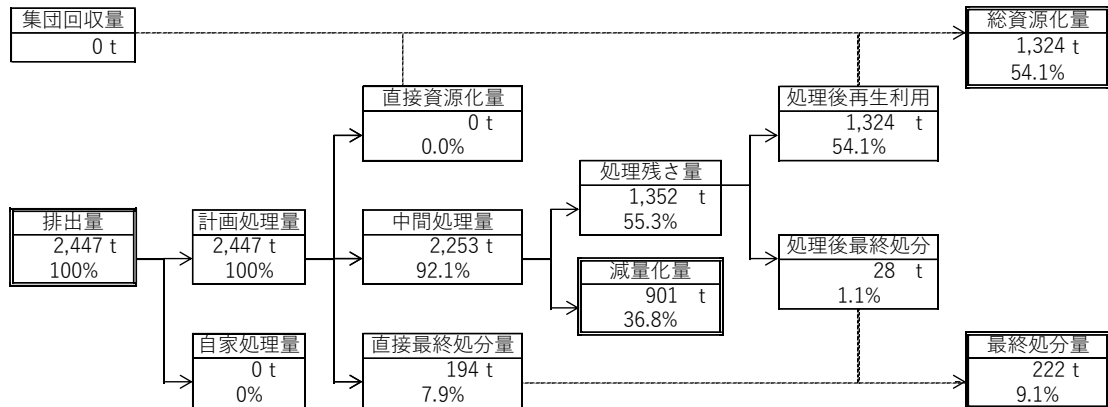
図4 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 熊野市）



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

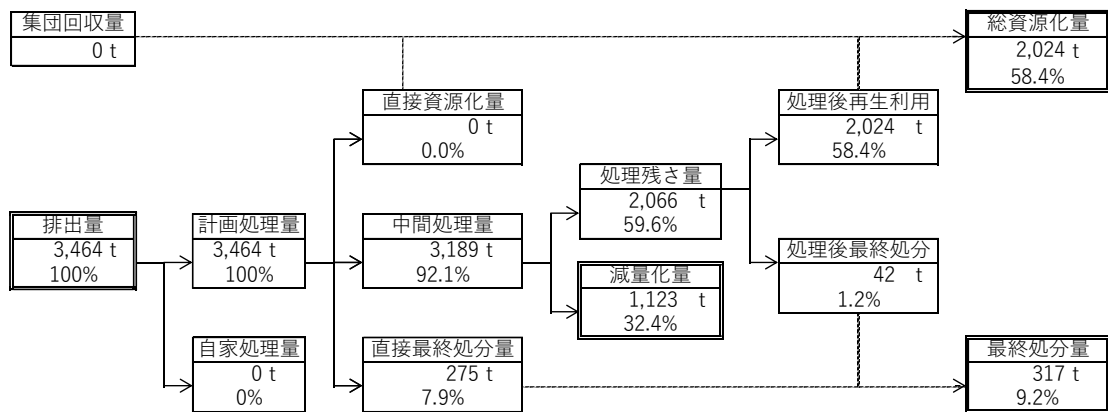
図5 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 紀北町）





※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図6 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 御浜町）

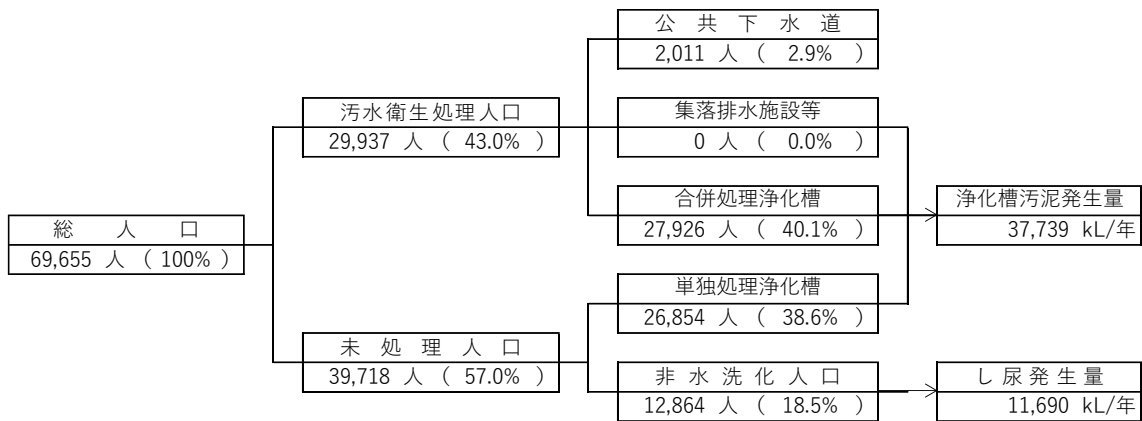


※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図7 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 紀宝町）

(2) 生活排水の処理の現状

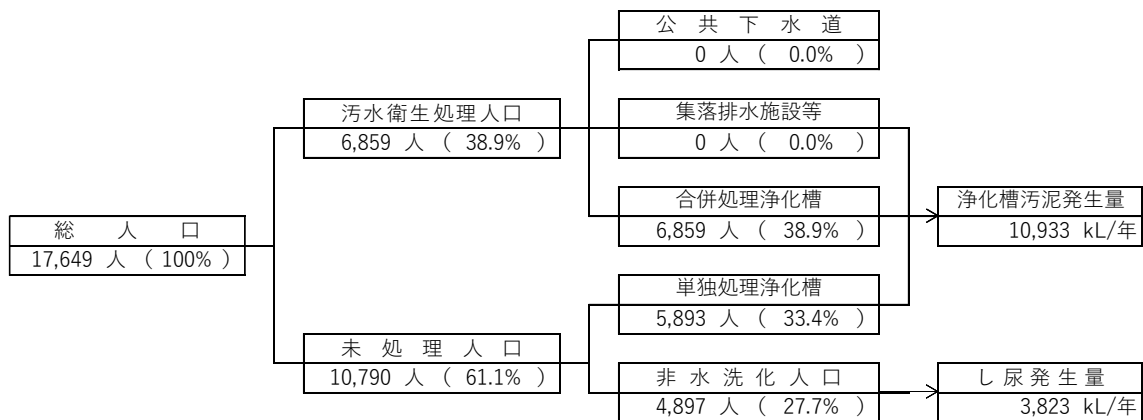
令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図8のとおりである。  
 なお、各市町の排出量は図9～13に示すとおりである。



※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

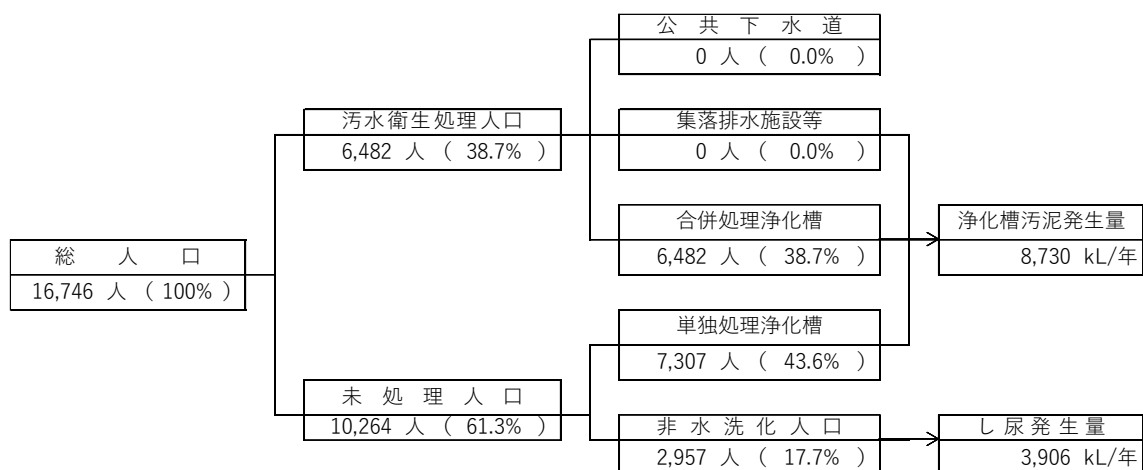
図8 生活排水の処理状況フロー（令和元年度 5市町）



※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

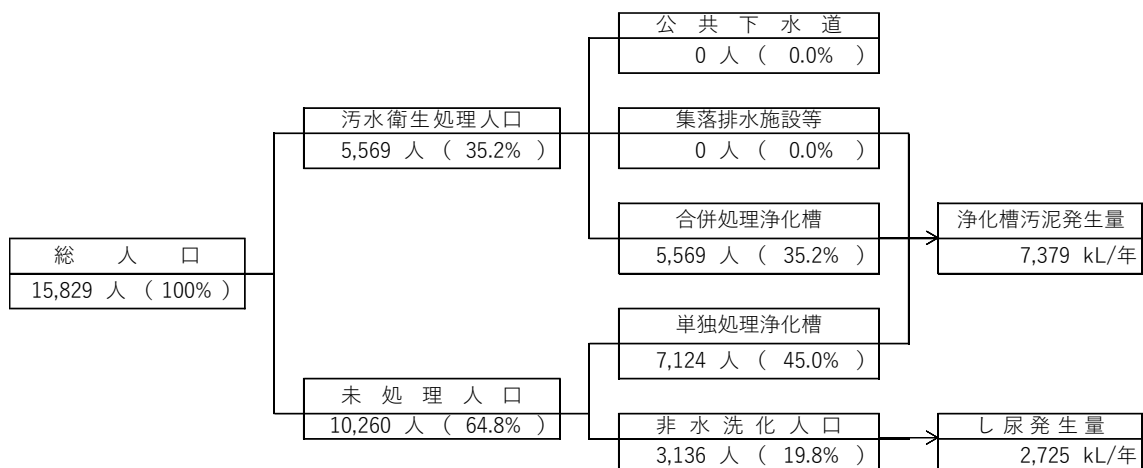
図9 生活排水の処理状況フロー（令和元年度 尾鷲市）



※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

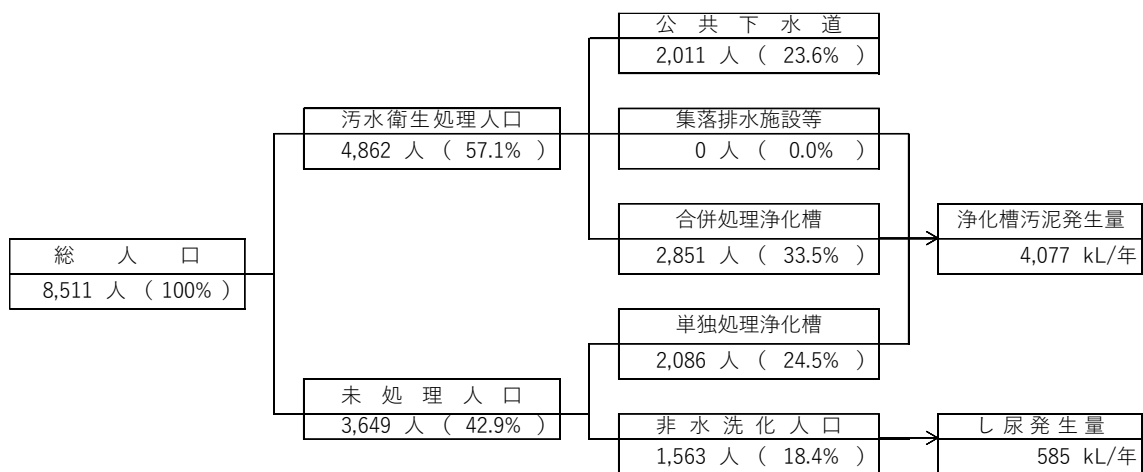
図10 生活排水の処理状況フロー（令和元年度 熊野市）



※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

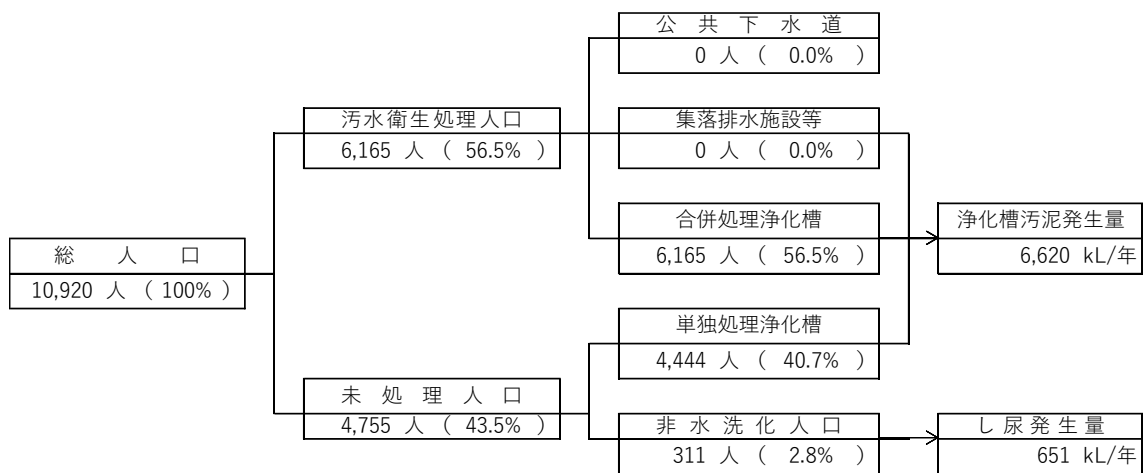
図 11 生活排水の処理状況フロー（令和元年度 紀北町）



※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 12 生活排水の処理フロー（令和元年度 御浜町）



- ※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口
- ※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 13 生活排水の処理状況フロー（令和元年度 紀宝町）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標（5市町）

指標・単位		現状（割合 <sup>※1</sup> ） （令和元年度）	目標（割合 <sup>※1</sup> ） （令和8年度）
排出量	事業系 総排出量	5,050 t	4,551 t （ -9.9% ）
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.1 t/事業所	1.2 t/事業 （ 9.1% ）
	生活系 総排出量	21,073 t	17,586 t （ -16.5% ）
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	245 kg/人	239 kg/人 （ -2.4% ）
合計	事業系生活系排出量の合計	26,123 t	22,137 t （ -15.3% ）
再生利用量	直接資源化量	1,689 t （ 6.5% ）	1,392 t （ 6.3% ）
	総資源化量	11,442 t （ 43.8% ）	9,618 t （ 43.4% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減量化量	中間処理による減量化	13,749 t （ 52.6% ）	11,742 t （ 53.0% ）
最終処分量	埋立最終処分量	942 t （ 3.6% ）	790 t （ 3.6% ）

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 （1事業所当たりの排出量）= {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 （1人当たりの排出量）= {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

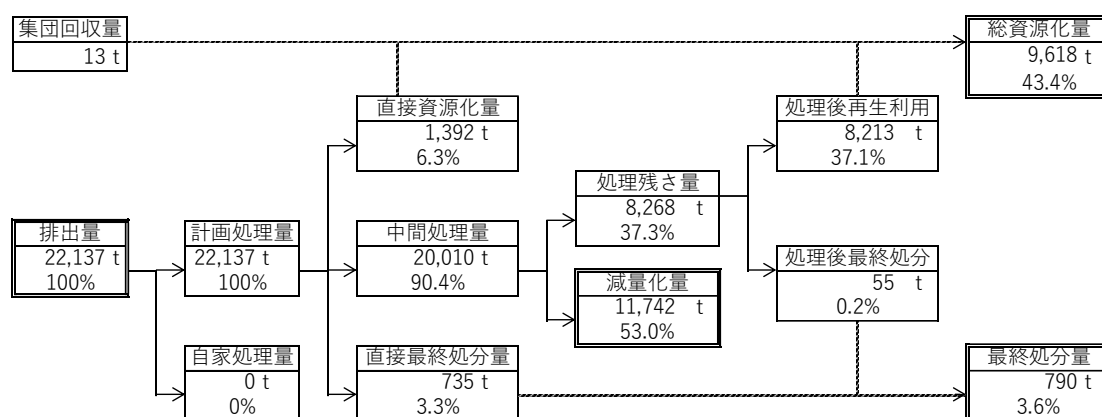
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図14 目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度 5市町）

表 2 減量化、再生利用に関する現状と目標（尾鷲市）

指標・単位		現状（割合 <sup>※1</sup> ） （令和元年度）	目標（割合 <sup>※1</sup> ） （令和8年度）
排出量	事業系 総排出量	1,532 t	1,262 t （ -17.6% ）
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.1 t/事業所	1.1 t/事業 （ 0.0% ）
	生活系 総排出量	5,181 t	4,242 t （ -18.1% ）
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	242 kg/人	240 kg/人 （ -0.8% ）
合計	事業系生活系排出量の合計	6,713 t	5,504 t （ -18.0% ）
再生利用量	直接資源化量	0 t （ 0.0% ）	0 t （ 0.0% ）
	総資源化量	1,550 t （ 23.1% ）	1,271 t （ 23.0% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減量化量	中間処理による減量化	5,054 t （ 75.3% ）	4,154 t （ 75.5% ）
最終処分量	埋立最終処分量	119 t （ 1.8% ）	92 t （ 1.7% ）

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※ 2 （1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※ 3 （1人当たりの排出量）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

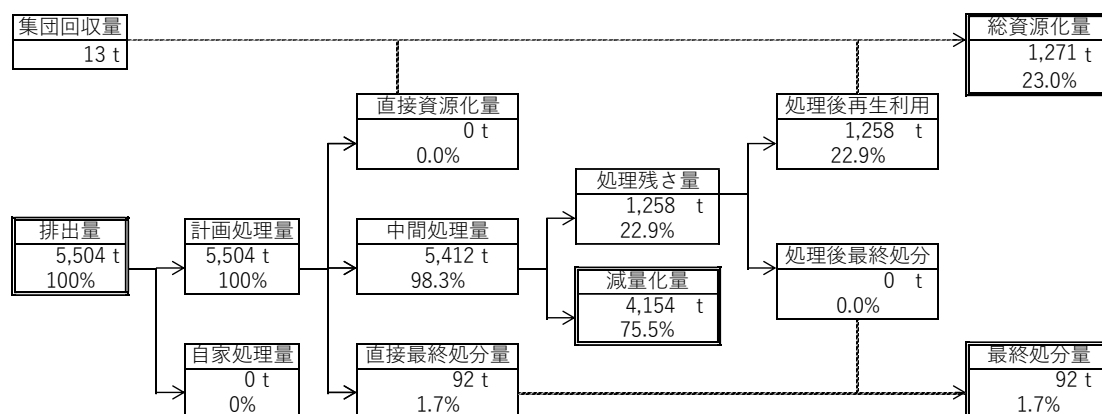
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 15 目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 8 年度 尾鷲市）

表 3 減量化、再生利用に関する現状と目標（熊野市）

指標・単位		現状（割合 <sup>※1</sup> ） （令和元年度）	目標（割合 <sup>※1</sup> ） （令和8年度）
排出量	事業系 総排出量	1,202 t	1,110 t （ -7.7% ）
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.0 t/事業所	1.1 t/事業 （ 10.0% ）
	生活系 総排出量	5,261 t	4,263 t （ -19.0% ）
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	253 kg/人	245 kg/人 （ -3.2% ）
合計	事業系生活系排出量の合計	6,463 t	5,373 t （ -16.9% ）
再生利用量	直接資源化量	1,022 t （ 15.8% ）	821 t （ 15.3% ）
	総資源化量	2,303 t （ 35.6% ）	1,834 t （ 34.1% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減量化量	中間処理による減量化	4,034 t （ 62.4% ）	3,431 t （ 63.9% ）
最終処分量	埋立最終処分量	126 t （ 1.9% ）	108 t （ 2.0% ）

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※ 2 （1事業所当たりの排出量）= {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※ 3 （1人当たりの排出量）= {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《 用語の定義 》

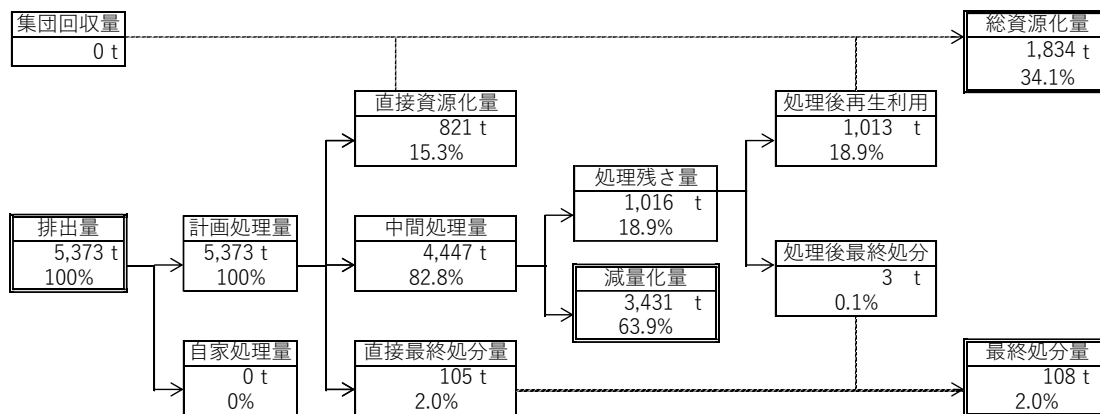
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 16 目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度 熊野市）



表 4 減量化、再生利用に関する現状と目標（紀北町）

指標・単位		現状（割合 <sup>※1</sup> ） （令和元年度）	目標（割合 <sup>※1</sup> ） （令和8年度）
排出量	事業系 総排出量	1,867 t	1,752 t （ -6.2% ）
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.9 t/事業所	2.1 t/事業 （ 10.5% ）
	生活系 総排出量	5,169 t	4,340 t （ -16.0% ）
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	274 kg/人	269 kg/人 （ -1.8% ）
合計	事業系生活系排出量の合計	7,036 t	6,092 t （ -13.4% ）
再生利用量	直接資源化量	667 t （ 9.5% ）	571 t （ 9.4% ）
	総資源化量	4,241 t （ 60.3% ）	3,593 t （ 59.0% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減量化量	中間処理による減量化	2,637 t （ 37.5% ）	2,362 t （ 38.8% ）
最終処分量	埋立最終処分量	158 t （ 2.2% ）	137 t （ 2.2% ）

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※ 2 （1事業所当たりの排出量）= {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※ 3 （1人当たりの排出量）= {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《 用語の定義 》

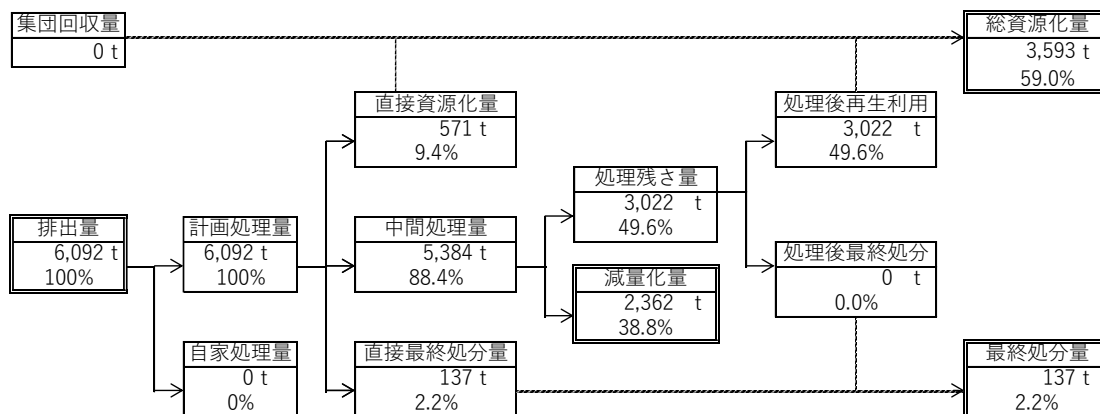
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 17 目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度 紀北町）

表 5 減量化、再生利用に関する現状と目標（御浜町）

指標・単位		現状（割合 <sup>※1</sup> ） （令和元年度）	目標（割合 <sup>※1</sup> ） （令和8年度）
排出量	事業系 総排出量	266 t	245 t （ -7.9% ）
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	0.5 t/事業所	0.6 t/事業 （ 20.0% ）
	生活系 総排出量	2,181 t	1,866 t （ -14.4% ）
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	189 kg/人	180 kg/人 （ -4.8% ）
合計	事業系生活系排出量の合計	2,447 t	2,111 t （ -13.7% ）
再生利用量	直接資源化量	0 t （ 0.0% ）	0 t （ 0.0% ）
	総資源化量	1,324 t （ 54.1% ）	1,153 t （ 54.6% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減量化量	中間処理による減量化	901 t （ 36.8% ）	780 t （ 36.9% ）
最終処分量	埋立最終処分量	222 t （ 9.1% ）	178 t （ 8.4% ）

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※ 2 （1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※ 3 （1人当たりの排出量）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

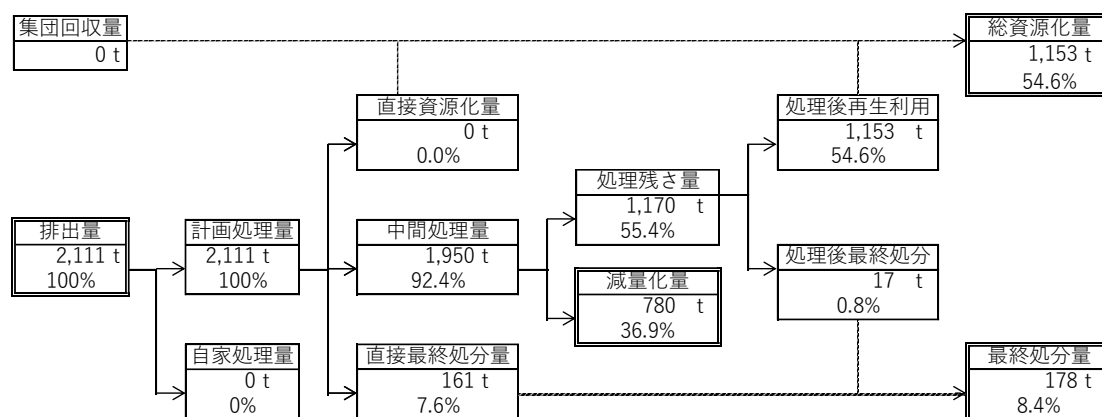
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 18 目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度 御浜町）

表 6 減量化、再生利用に関する現状と目標（紀宝町）

指標・単位		現状（割合 <sup>※1</sup> ） （令和元年度）	目標（割合 <sup>※1</sup> ） （令和8年度）
排出量	事業系 総排出量	183 t	182 t （ -0.5% ）
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	0.4 t/事業所	0.4 t/事業 （ 0.0% ）
	生活系 総排出量	3,281 t	2,875 t （ -12.4% ）
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	242 kg/人	233 kg/人 （ -3.7% ）
合計	事業系生活系排出量の合計	3,464 t	3,057 t （ -11.7% ）
再生利用量	直接資源化量	0 t （ 0.0% ）	0 t （ 0.0% ）
	総資源化量	2,024 t （ 58.4% ）	1,767 t （ 57.8% ）
	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減量化量	中間処理による減量化	1,123 t （ 32.4% ）	1,015 t （ 33.2% ）
最終処分量	埋立最終処分量	317 t （ 9.2% ）	275 t （ 9.0% ）

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合

※ 2 （1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※ 3 （1人当たりの排出量）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

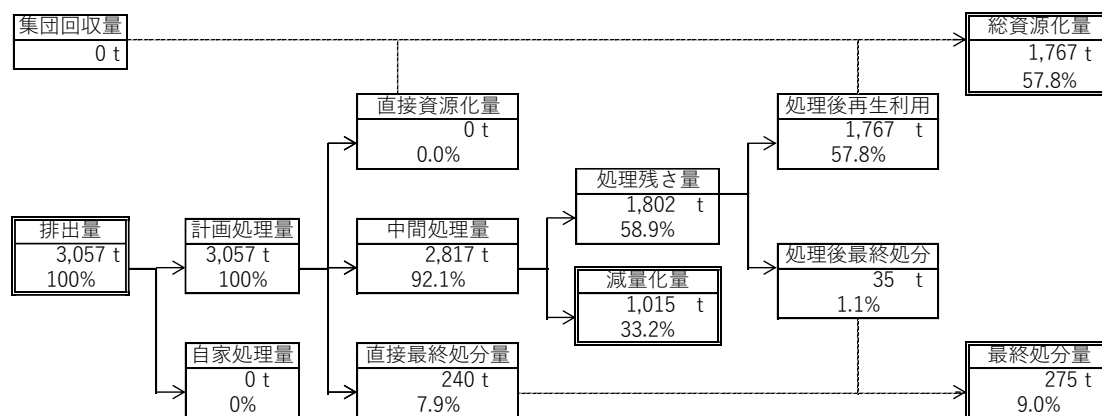
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

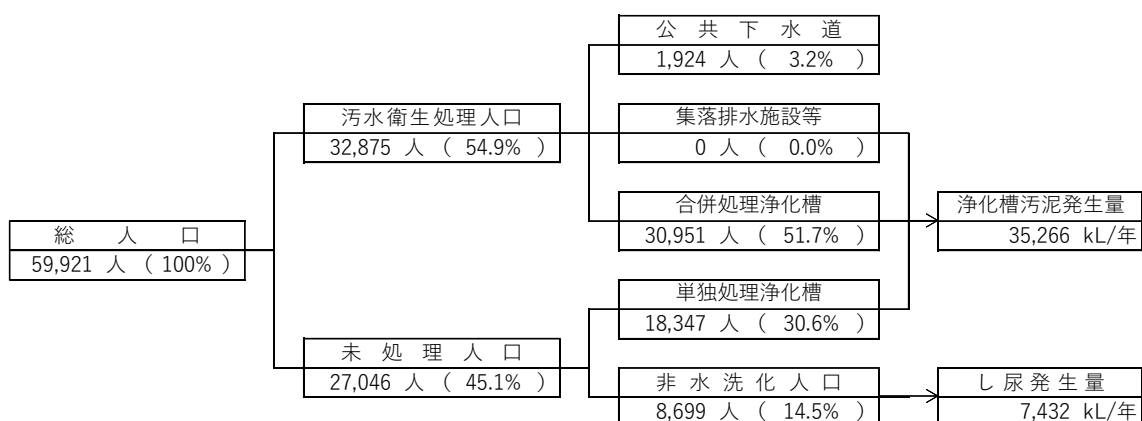
図 19 目標年度の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度 紀宝町）

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については表 7 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 7 生活排水処理に関する現状と目標 (5 市町)

項目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	2,011 人 ( 2.9% )	1,924 人 ( 3.2% )
	農業集落排水施設等	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	合併処理浄化槽	27,926 人 ( 40.1% )	30,951 人 ( 51.7% )
	未処理人口	39,718 人 ( 57.0% )	27,046 人 ( 45.1% )
	合計	69,655 人 ( 100.0% )	59,921 人 ( 100.0% )
し尿・汚泥 の量	浄化槽汚泥発生量	37,739 kl	35,266 kl
	し尿発生量	11,690 kl	7,432 kl
	合計	49,429 kl	42,698 kl ※

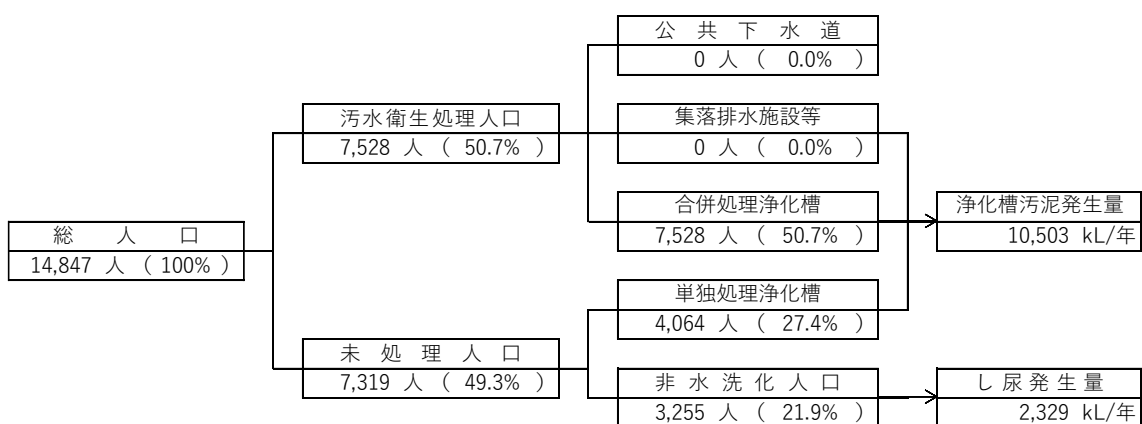


※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 20 目標年度の生活排水処理フロー (令和 8 年度 5 市町)

表 8 生活排水処理に関する現状と目標（尾鷲市）

項 目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	農業集落排水施設等	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	合併処理浄化槽	6,859 人 ( 38.9% )	7,528 人 ( 50.7% )
	未処理人口	10,790 人 ( 61.1% )	7,319 人 ( 49.3% )
	合計	17,649 人 ( 100.0% )	14,847 人 ( 100.0% )
し尿・汚泥 の量	浄化槽汚泥発生量	10,933 kl	10,503 kl
	し尿発生量	3,823 kl	2,329 kl
	合計	14,756 kl	12,832 kl ※

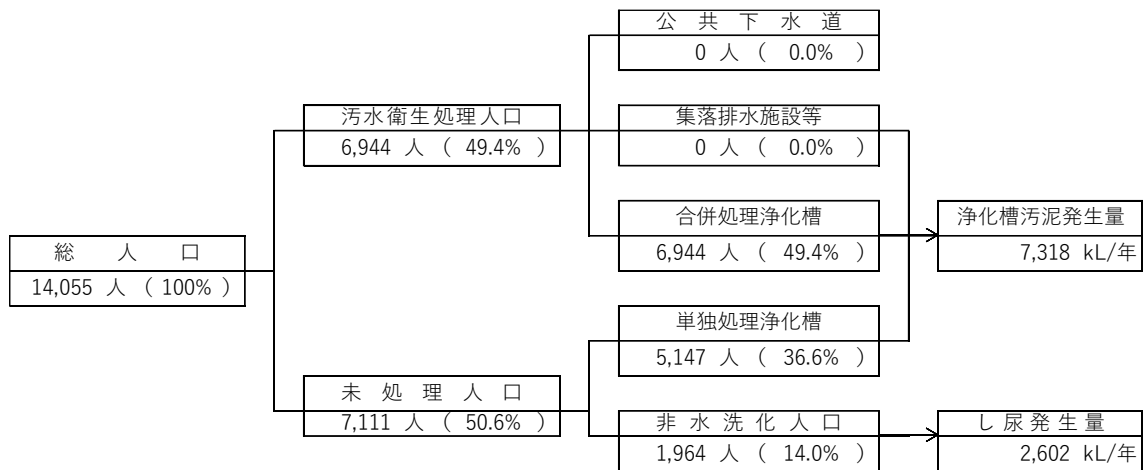


※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 21 目標年度の生活排水処理フロー（令和 8 年度 尾鷲市）

表9 生活排水処理に関する現状と目標（熊野市）

項 目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	農業集落排水施設等	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	合併処理浄化槽	6,482 人 ( 38.7% )	6,944 人 ( 49.4% )
	未処理人口	10,264 人 ( 61.3% )	7,111 人 ( 50.6% )
	合計	16,746 人 ( 100.0% )	14,055 人 ( 100.0% )
し尿・汚泥 の量	浄化槽汚泥発生量	8,730 kl	7,318 kl
	し尿発生量	3,906 kl	2,602 kl
	合計	12,636 kl	9,920 kl ※

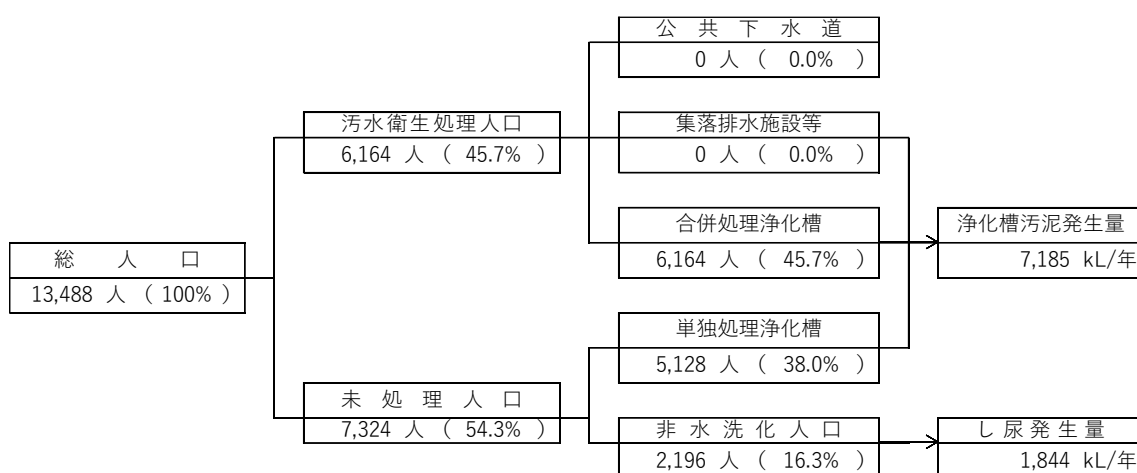


※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図22 目標年度の生活排水処理フロー（令和8年度 熊野市）

表 10 生活排水処理に関する現状と目標（紀北町）

項 目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	農業集落排水施設等	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	合併処理浄化槽	5,569 人 ( 35.2% )	6,164 人 ( 45.7% )
	未処理人口	10,260 人 ( 64.8% )	7,324 人 ( 54.3% )
	合計	15,829 人 ( 100.0% )	13,488 人 ( 100.0% )
し尿・汚泥 の量	浄化槽汚泥発生量	7,379 kl	7,185 kl
	し尿発生量	2,725 kl	1,844 kl
	合計	10,104 kl	9,029 kl

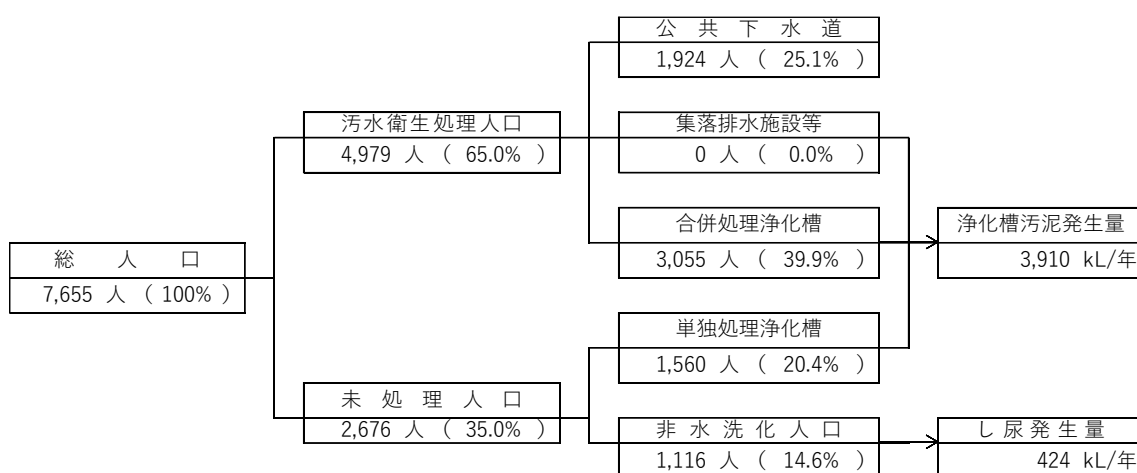


※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 23 目標年度の生活排水処理フロー（令和8年度 紀北町）

表 11 生活排水処理に関する現状と目標（御浜町）

項 目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	2,011 人 ( 23.6% )	1,924 人 ( 25.1% )
	農業集落排水施設等	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	合併処理浄化槽	2,851 人 ( 33.5% )	3,055 人 ( 39.9% )
	未処理人口	3,649 人 ( 42.9% )	2,676 人 ( 35.0% )
	合計	8,511 人 ( 100.0% )	7,655 人 ( 100.0% )
し尿・汚泥 の量	浄化槽汚泥発生量	4,077 kl	3,910 kl
	し尿発生量	585 kl	424 kl
	合計	4,662 kl	4,334 kl ※



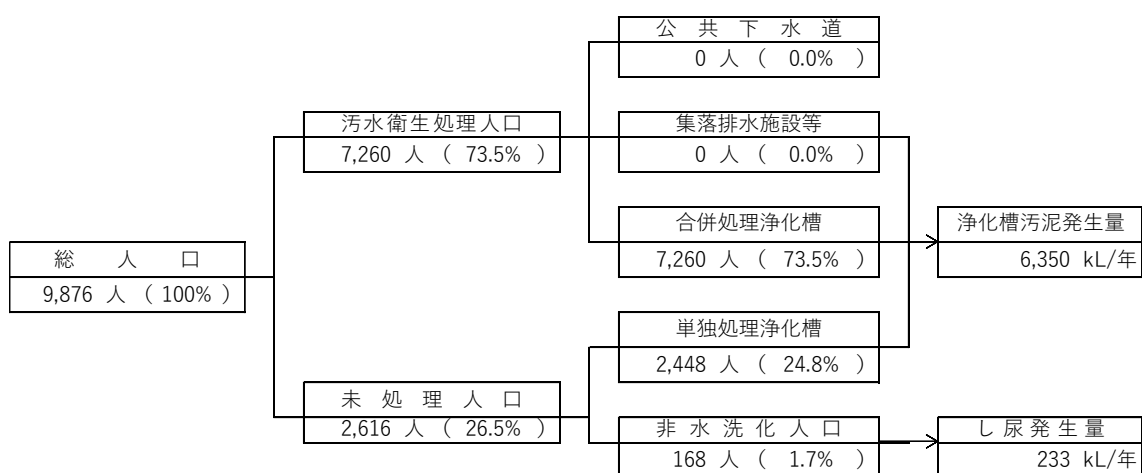
※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 24 目標年度の生活排水処理フロー（令和8年度 御浜町）



表 12 生活排水処理に関する現状と目標（紀宝町）

項 目		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	農業集落排水施設等	0 人 ( 0.0% )	0 人 ( 0.0% )
	合併処理浄化槽	6,165 人 ( 56.5% )	7,260 人 ( 73.5% )
	未処理人口	4,755 人 ( 43.5% )	2,616 人 ( 26.5% )
	合計	10,920 人 ( 100.0% )	9,876 人 ( 100.0% )
し尿・汚泥 の量	浄化槽汚泥発生量	6,620 kl	6,350 kl
	し尿発生量	651 kl	233 kl
	合計	7,271 kl	6,583 kl ※



※ 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 25 目標年度の生活排水処理フロー（令和8年度 紀宝町）

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア. 有料化

生活系ごみについては、尾鷲市では指定袋による有料制を導入しており、他の4市町においても、組合による新ごみ処理施設整備にあわせて廃棄物処理の有料化に関する検討を行っている。また、粗大ごみは尾鷲市及び熊野市で従量制であり、紀北町、御浜町及び紀宝町では無料となっている。なお、熊野市及び御浜町では粗大ごみの訪問収集は有料である。また、家電リサイクル対象品目は、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町では、指定取引場所までの運搬は有料としている。

今後も、ごみの発生抑制や費用負担の公平性の確保について、検討を行っていく。

##### イ. 環境教育、普及啓発

各市町ともに、各種団体によるごみ処理施設への見学時には、最終処分場のひっ迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらうとともに、3Rに関する普及活動を推進していく。また、あわせて分別体験を実施するなど分別意識の向上を図る。

また、小中学校、高等学校での学習会や、自治会等での地域単位の活動の場を利用して、3Rに関する普及活動を推進する。

事業者に対しても、発生抑制及び再生利用の啓発を行う。

##### ウ. マイバッグ運動・レジ袋対策

各市町ともに、買い物の際には「マイバッグ」を持参し、「レジ袋」をなるべくもらわないよう住民へ呼びかけている。今後は、この取り組みを更に推進するとともに地域内のスーパーや商店等と連携しながら推進する。なお、レジ袋有料化の導入については、熊野市、御浜町及び紀宝町は平成21年4月より、尾鷲市及び紀北町は9月より行っている。

##### エ. コンポストの導入、助成

各市町ともにコンポスト等の購入に対して助成を行っており、今後も引き続き家庭内のごみの減量化とリサイクル意識の高揚を図るために継続していく。

##### オ. 生活排水対策

御浜町の一部地域を除き、従来より公共下水道等の集合処理が整備されていなかったため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に取り組んでいる。また、紀宝町では公共浄化槽等整備促進事業での合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

今後は、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を積極的に進めながら、住民の水質改善意識の高揚に向けて啓発を進めていく。

## (2) 処理体制

### ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

各市町の分別区分及び処理方式については、表 7-1 のとおりである。

可燃ごみは、尾鷲市及び熊野市の市街地は焼却処理を行う一方、熊野市紀和地域、御浜町、紀宝町及び紀北町ではRDF化処理を行っている。

資源ごみは、各市町のリサイクルセンターや生ごみ堆肥化施設、業者委託等により処理を行っている。

不燃ごみ・埋立ごみについては、尾鷲市は民間委託により埋立処分を行っているが、その他の市町では最終処分場で埋立処分を行っている。残容量がひっ迫していることから、埋立量を極力減らすため、ごみの発生抑制とリサイクルに取り組んでいく。

今後は、分別徹底による資源回収率の向上や最終処分量削減のための検討を総合的に進めるとともに、施設を集約化した際の分別区分に関して検討を行うこととする。

なお、可燃ごみについては、新たな施設により、エネルギー回収を行う。

### イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、現在、事業所自らがリユース等により減量化に取り組んでいるが、残りのごみについては、直接搬入の他、事業者の責任において一般廃棄物処理業者へ委託し処理を行っている。今後も循環型社会の形成に向けて事業者に対し発生抑制及び再生利用の啓発を行っていく。

### ウ. 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進し、適正な維持管理が図られるよう努めていく。紀宝町においても、市町設置型での合併処理浄化槽の設置を促進し、水環境の保全に努める。

表 13-1 分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和1年度）																			
尾鷲市				熊野市				紀北町				御浜町				紀宝町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)
可燃ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	5,480	可燃ごみ	焼却	熊野市クリーンセンター	4,764	可燃ごみ	RDF化	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	6,039	可燃ごみ	RDF化	紀南清掃センター	1,677	可燃ごみ	RDF化	紀南清掃センター	2,265
					RDF化	紀南清掃センター				紀北町海山リサイクルセンター									
粗大ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	128	不燃ごみ (小型家電)	リサイクル	有馬不燃物処分場	558	不燃ごみ	埋立	紀北町紀伊長島不燃物処理場	158	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	135	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	211
不燃ごみ	埋立	民間委託	119		埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場				紀北町海山不燃物処理場									
資源ごみ (紙類、金属類、ペットボトル、トレー、ガラス類、布類)	リサイクル	尾鷲市清掃工場	986	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	558	資源ごみ (紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、布類)	リサイクル	紀北町紀伊長島リサイクルセンター	839	資源ごみ (紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類)	リサイクル	御浜町リサイクルセンター	576	資源ごみ (紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類)、粗大ごみ	リサイクル	紀宝町リサイクルセンター No1、No2	637
										リサイクル									
家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託		家庭系資源プラスチック	リサイクル	紀和リサイクルセンター	1,022	家庭系資源プラスチック	リサイクル	紀北町海山リサイクルセンター	839	家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託	59	家庭系生ごみ	リサイクル	生ごみ堆肥化施設	287
			リサイクル		民間委託	紀北町海山不燃物処理場				リサイクル				民間委託				粗大ごみ	
				有害ごみ (蛍光灯、乾電池、スプレー缶)	リサイクル	有馬不燃物処分場	15						埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場					
					リサイクル														
				粗大ごみ (家具等)	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	104												



表 13-2 分別区分と処理方法の現状と今後

今後（令和8年度）																						
尾鷲市				熊野市				紀北町				御浜町				紀宝町						
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)			
可燃ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	4,558	可燃ごみ	焼却	熊野市クリーンセンター	4,029	可燃ごみ	RDF化	紀北町紀伊長島リサイクルセンター 紀北町海山リサイクルセンター	5,183	可燃ごみ	中継	紀南清掃センター	1,457	可燃ごみ	中継	紀南清掃センター	2,023			
粗大ごみ	焼却	尾鷲市清掃工場	108	不燃ごみ (小型家電)	リサイクル	有馬不燃物処分場	430	不燃ごみ	埋立	紀北町紀伊長島不燃物処理場 紀北町海山不燃物処理場	116	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	120	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	177			
不燃ごみ	埋立	民間委託	100	不燃ごみ	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場		資源ごみ (紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、布類)	リサイクル	有馬不燃物処分場		資源ごみ (紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、プラスチック、布類)	リサイクル	紀北町環境衛生センター 紀北町海山リサイクルセンター		リサイクル	御浜町リサイクルセンター	490		資源ごみ (紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類)、粗大ごみ	リサイクル	紀宝町リサイクルセンター No1、No2
資源ごみ (紙類、金属類、ペットボトル、トレー、ガラス類、布類)	リサイクル	尾鷲市清掃工場	738	資源ごみ (紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、トレー、布類)	リサイクル	有馬不燃物処分場	821	資源ごみ (紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、布類)	リサイクル	紀北町環境衛生センター 紀北町海山リサイクルセンター	793	資源ごみ (紙類、缶類、リターナブルびん、ワンウェイびん、ペットボトル、布類)	リサイクル	御浜町リサイクルセンター	44	家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託	家庭系生ごみ	リサイクル	生ごみ堆肥化施設	230
家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託		家庭系資源プラスチック	リサイクル	民間委託		紀北町海山不燃物処理場	粗大ごみ	リサイクル		民間委託	粗大ごみ	埋立		南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	58					
				有害ごみ (蛍光灯、乾電池、スプレー缶)	リサイクル	有馬不燃物処分場	13															
				粗大ごみ (家具等)	埋立	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	80															

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

既存の焼却施設の老朽化に伴う更新に際して東紀州地域 5 市町でのごみ処理の集約化などを図るため、表 14 のとおり必要な施設整備を行う。

表 14 整備する処理施設

事業番号	事業施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業 期間 (全体事業 期間)	国土 強靱化
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設 東紀州広域 ごみ処理施設 (仮称)	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 整備事業	64 t / 日	尾鷲市 矢浜字 真砂地内	R7 (R7～R9)	—
2	マテリアルリ サイクル推進 施設 (仮称) 尾鷲 市ストックヤ ード施設	尾鷲市マテリアル リサイクル推進施 設整備事業	約 5 t / 日	尾鷲市 矢浜字 真砂地内	未定	—

(整備理由)

事業番号 1 : 既存の焼却施設の老朽化に伴う更新に際し、広域化を図るとともにエネルギーの有効利用を促進するため、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。

事業番号 2 : 収集運搬の効率化へ向けた拠点整備を図るため。なお、交付金は活用しない。

イ. 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表 15 のとおり行う。

表 15 合併処理浄化槽への移行計画

事業	事業主体	直近の整備済 基数（基） （令和元年度）	整備計画 基 数 （基）	整備計画 人 口 （人）	事業 期間	国土 強靱化
浄化槽設置整備事業	尾鷲市	1,668	200	408	R4～R7	—
浄化槽設置整備事業	熊野市	2,447	320	608	R4～R7	—
浄化槽設置整備事業	紀北町	1,544	192	766	R4～R7	—
浄化槽設置整備事業	御浜町	1,410	140	286	R4～R7	—
公共浄化槽等整備 推進事業	紀宝町	1,135	400	960	R4～R7	—
合計		8,204	1,252	3,028		

(4) 処理施設整備に関する計画支援事業

一般廃棄物処理施設の施設整備に先立ち、表 16 のとおり計画支援事業を行う。

表 16 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1） に係る基本計画及び PFI 導入可能性調査事業	基本計画等	R3
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1） に係る測量地質調査事業	測量・地質調査	R3
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1） に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響 調査	R4～R5
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1） に係る事業者選定アドバイザー事業	整備運営事業 者選定	R4～R6
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1） に係る敷地造成設計事業	造成設計	R5
2	尾鷲市マテリアルリサイクル推進施設整備事業 （事業番号 2）に係る基本計画策定事業	基本計画等	R5

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア. 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

各市町では、家電リサイクル法に基づく廃家電について、適切な回収、再商品化がなされるよう、広報等を通じて普及啓発に努めている。なお、高齢者や購入した電気店が廃業等で存在しない場合のために、適正に再商品化がなされるよう、行政による回収も実施している。

今後も適切な回収、再商品化のため、啓発活動を行っていく。

##### イ. 不法投棄対策

各市町は、豊かな自然と快適な生活環境を守るために、多様化・悪質化する廃棄物の不法投棄の撲滅に向けて、地域住民や関係機関と連携して不法投棄監視体制（パトロールや監視カメラ等）を強化するとともに、防止に向けた啓発活動を行う。

##### ウ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

それぞれの市町が策定した「災害廃棄物処理計画」及び「地域防災計画」を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

特に甚大な災害が発生し、各市町のみで対応できない状況下においては、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県内市町との連携体制を構築し処理を行う。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

東紀州地域の各市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、三重県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



9 ç 2( q







































































































